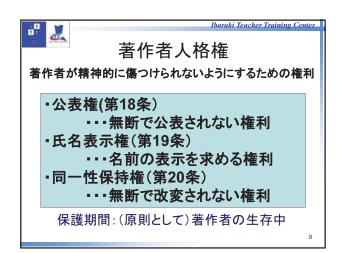
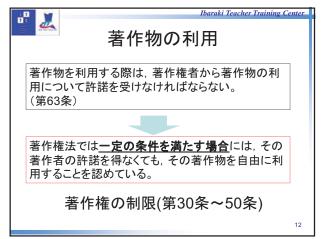
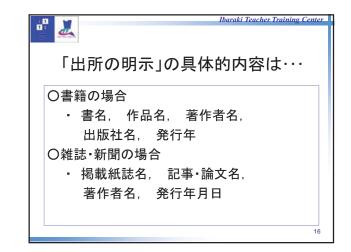


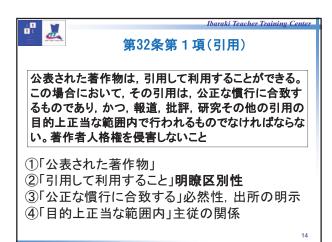
著作権	保護期間	
実名の著作物	死後50年	
無名・変名の著作物	公表後50年 (死後50年経過が明らかであれば、そのときまで)	
団体名義の著作物	公表後50年 (創作後50年以内に公表されなければ, 創作後50年	
映画の著作物	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)	
	の期間の計算は、死亡、公表、創作の 翌年の1月1日から起算される。 その著作権者の相続人がいないときは著作権は消滅する。 11	

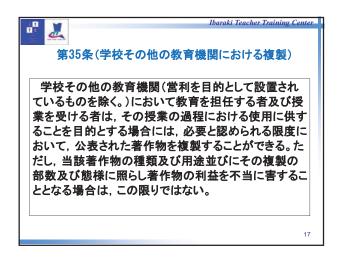


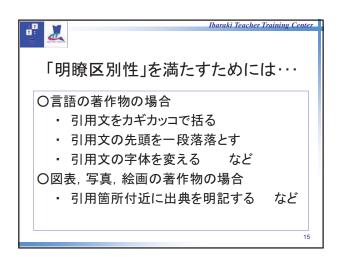


Ibaraki Teacher Training Cente	? r
著作権の制限(権利制限規定)	
 ・私的使用のための複製(第30条) ・図書館等における複製(第31条) ・引用(第32条) ・検定教科書等への掲載(第33条) ・学校教育番組の放送等(第33条) ・学校教育番組の放送等(第34条) ・学校その他の教育機関における複製・公衆送信(第35条) ・試験問題としての複製・公衆送信(第36条) ・点訳のための複製等(第37条) ・非営利・無料の場合の上演等(第38条) ・美術品,写真の原作品の所有者による展示(第45条) ・屋外設置の美術品,建造物の利用(第46条) ・美術展の小冊子の製作に伴う複製(第47条) ・プログラムの所有者による複製等(第47条の2) 	3









an

第35条(学校その他の教育機関における複製)

Ibaraki Teacher Training Center

- (1) 教育機関であること
- (2) 営利を目的としていないこと
- (3) 授業にかかわる者自身がコピーすること
- (4) 授業の過程において使用すること
- (5) 必要な最小限の部数であること (当該学級の児童生徒数分)
- (6) すでに公表されている著作物であること
- (7) 著作権者の利益を不当に侵さないこと

